

令和7年6月吉日

富士まつり 2025 かぐや姫横丁出店要項

富士まつり運営委員会

【日時・会場】 2025年7月27日（日）14：00～20：30 中央公園東側富士見の広場

【出店資格】 ①代表者が富士市に在住（住民登録）または、富士市に店舗を有している方であつ、露店形態の飲食店業務許可を受けた方。
②7月27日（日）、14：00～20：30に出店可能な方。（時間内であれば販売時間は問いません。）
③食中毒事故賠償責任保険への加入済の方。（出店時に保険適用が有効なもの）
④富士まつり露店出店等に係る規則第3条に該当しない方。
⑤名義貸し出店は撤去の対象となります。
⑥移動販売車不可

【出店品目】 ※酒類の販売は許可致しません。
※各店舗の品目が重複し片寄った場合は、品目の調整をさせていただくことがあります。
※生食用魚介類や生食用食品の販売は、県の条例により禁止されています。
※冷やしきゅうりなどの非加熱食品の販売は禁止されています。
※チョコバナナ、リンゴ飴、タピオカドリンクの販売は禁止とします。
※各店舗の品目は3品までとさせていただきます。

【出店料】 1店あたり60,000円（税込）
※振込手数料は出店者様ご負担になります。
※振込先と締切日時は再度ご連絡いたします。
※入金後のご返金はできませんのでご注意ください。
※ただし、自然災害発生時等、主催者側の都合での中止は返金となります。

【出店申込】 別紙「富士まつり 2025 かぐや姫横丁 出店抽選申込書」を令和7年6月20日（金）申込締切 17時までにFAXかメールで 富士まつり運営委員会（事務局：富士市産業交流部交流観光課）まで申し込み。
〈申込先〉
FAX：0545-55-2937
E-mail：kouryuukankou@div.city.fuji.shizuoka.jp

【出店店舗数】 26店舗予定 *申し込み多数の場合は、令和7年6月23日（月）13：30より市役所5階交流スペースにて公開抽選を行います。
*令和7年6月25日（水）に当落結果について、メール又はFAXで通知いたします。

【出店者説明会】 令和7年6月25日（水）にメール又はFAXで通知予定の当落結果にて、当選した方のみ

- ① 日時：令和7年7月7日（月）午後1：00～受付、1：30開始
- ② 場所：富士市役所6階第三会議室
- ③ 内容：追加必要書類提出、出店説明、注意事項ほか

※必ず飲食店営業許可を受けた本人が出席してください。

（欠席の場合は出店できません。）

※出店場所に関しましては事務局にて調整させていただきます。

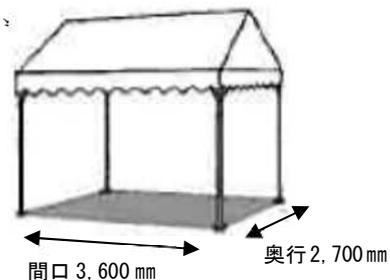
【店舗備品】

テント1張り 間口3,600mm×奥行2,700mm（3坪テント・背面横幕2間）
備品 テーブル（ビニールクロス付）1台、折りたたみ椅子2脚、
コンセント（1,500Wまで）1ヵ所、蛍光灯1灯

※水道工事は対応できませんのでご了承ください

追加料金

- ・テーブル1台あたり 1,200円
- ・パイプ椅子1脚あたり 300円
- ・追加電源500Wまで 2,500円
- ・追加電源1,000Wまで 3,000円
- ・追加電源1,500Wまで 3,500円



【注意事項】

暴力団排除

・富士まつりの露店出店等に係る規則に基づき、出店代表者・従事者全員に誓約書・身分証明書を提出していただき、警察署への照会も行います。
また、出店は必ず露店形態の飲食店営業許可を受けた本人が行ってください。

搬入搬出

・搬入は11：00から13：00まで、搬出は21：00以降といたします。
・搬出は21：00以降にならないと公園内（進入許可範囲内のみ）への車両の進入はできません。
・21：00以降も来場者の状況により進入できない場合もあります。
・交通規制中または交通抑制中の道路区間で荷物の積み下ろしはできません。
・まつり来場者の安全を最優先とし、事務局の指示に従ってください。

ゴミ対応

・各店舗に、自店の販売により生じた容器等のゴミを処理するためのゴミ箱を必ずご用意ください。ゴミは自主回収し、必ず持ち帰ってください。
・まつり当日の営業終了後、中央公園内のゴミ拾いを必ず行ってください。
また、*翌日朝の清掃活動に各店舗1名以上必ず参加してください。
参加していただけない場合は、次年度以降の出店について資格を停止します。

その他

- ・ SDGsの取り組みとして、再生可能な紙容器を使用しての販売、ゴミ分別にご協力をお願いします。（富士市は、2020年7月に「SDGs未来都市」に選定されています。）
- ・ 冷蔵庫は芝生を傷つけるため、公園内に置くことはできません。
- ・ 食中毒が発生しやすい季節ですので、食品の取り扱いには十分注意してください。
- ・ 申し込み用紙に記載されている連絡先に文書を郵送しても戻ってきても、または、電話しても連絡がつかない場合は、出店申し込みを取り消します。
- ・ 富士市火災予防条例に基づき、火気を使用する店舗は、消火器の設置が義務づけられています。富士まつり当日には、消防本部による立入検査が行われますので、必ず設置してください。
- ・ 体調管理、お客様用の手消毒用アルコール設置等をお願い致します。
- ・ 要項に記載された事項に違反があった場合には、その場で出店の中止及び次年度以降の出店についても資格を停止します。

〈問い合わせ〉

富士まつり運営委員会

事務局：富士市産業交流部交流観光課

担 当：石川・市川

電 話：0545-55-2777（直通）